

## 【後期課程】

この心得は三鷹中等教育学校後期課程の生徒として学校生活を秩序と活気のあるものとするために定めます。

明るく充実した、楽しい共同生活にしていくために必要最低限のことをまとめたものです。ここに記されたこと以外でも、後期課程の生徒としての良識を持って判断し、責任ある行動をとりましょう。

### <あいさつ>

- ① あいさつは、教職員・生徒相互の敬愛の念の現れであるから、つとめて丁寧にかかわす。
- ② 来校者に対しても、あいさつをする。

### <始業・登下校>

- ① 生徒手帳は身分を証明するものであるから登校・下校その他外出時にかかわらず携帯する。
- ② 始業は8時25分とし、着席していること。
- ③ 8時25分から8時35分までを朝読書・学習、朝学活の時間とする。
- ④ 登下校時には、交通規則・マナーを守り、交通事故には十分注意する。事故等にあった場合は、ただちに学校、家庭に連絡し、警察署（110番）に連絡する。
- ⑤ 自転車で通学を希望する生徒は、許可を得た後、自転車は校内の駐輪場の指定された場所に駐輪する。敷地内での乗車は禁止。
- ⑥ オートバイおよび自動車での通学は禁止する。
- ⑦ 登校後は、放課後まで無断で外出しない。
- ⑧ 活動終了時刻および下校時刻は、次のとおりとする。
  - ㉠ 生徒会活動、部活動、学級活動等を行なう生徒は、17時までこれを終了し、17時30分までに完全下校する。
  - ㉡ 指導担当者がある場合には、届けにより下校時刻を延長することができる。ただし、延長の範囲は18時30分までとする。
  - ㉢ 下校時刻の延長許可を求める場合は、「下校時刻延長願」に所定の事項を記入し、指導担当者を通じて生活指導部に提出する。
- ⑨ 病気その他の理由で欠席、遅刻、早退をする場合は、あらかじめ保護者が電話、文書、生徒手帳などで学校に連絡すること。なお、欠席遅刻の電話連絡は、8時から8時20分までに行なう。

### <服 装>

- ① 指定された制服を着用する。登校時および校外における学校行事に参加する場合は、指示がない限り必ず制服を着用する。
- ② 本校の制服
  - 冬服…男子：本校指定のブレザー、スラックス。ブレザーの下は白無地のワイシャツとする。指定のネクタイを着用する。
  - 女子：本校指定のブレザー・スカートまたはスラックス。ブレザーの下は白無地のワイシャツとする。指定のリボンまたはネクタイを着用する。
  - 夏服…男子：本校指定の夏用ズボン、白無地ワイシャツ（半袖・長袖可）。
  - 女子：本校指定の夏用スカート、白無地ワイシャツ（半袖・長袖可）。

\*寒暖に応じて、本校指定のセーターまたはベストを着用してもよい。ただし、冬服において、セーターやベストはブレザーの下に着用することを基本とするが、校内においてはブレザーを脱いでセーターやベストを着用してもよい。

③ ブレザーの左襟に校章をつける。

④ スラックス・スカートともに、正しい着こなしに留意する。

⑤ 靴下の色は白・紺・グレー・黒の無地。

\*ワンポイントハイソックスは可。ルーズソックスは不可。

\*冬服着用時の女子の黒無地ストッキングは可とする。

⑥ 通学靴は男女ともに運動靴または黒か茶の革靴とする。飾りのあるもの、かかとの高いもの等は禁止。

⑦ 上履き・体育館履きは本校指定のものを使用し、必ず記名すること。上履き・下履きの区別をつけて校舎内を汚さない。

\*かかどをつぶしたり、くつひもをはずしたりしない。

⑧ 冬服は10月から5月まで、夏服は6月から9月までを原則とする。

\*原則として衣替えは6月1日と10月1日とする。前後1ヶ月を移行期間として設定する。但し、季節外れの暑さ寒さの日は、それに合わせた服装でよい。

⑨ コートや、手袋、マフラーは通学にふさわしいものを着用してもよい。

#### <体育着・持ち物>

① 体育着は本校指定のものを使用する。

② 貴重品や金銭は常に身につけて保管には十分に留意する。体育の更衣などやむをえず身体から離す場合には教員に保管を依頼する。

#### <頭 髪・他>

① 清潔な髪型とする。

\*染色脱色など人工的に手を加えることは禁止する。

② 眉・爪に手を加えない。化粧をしない。また、ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などアクセサリーを付けない。

#### <部 活 動>

① 入部や活動のきまりについては、別に定める部活動の規定に従うこと。

② 活動場所の整理整頓にこころがける。

③ 活動時間を厳守すること。活動後は速やかに帰宅すること。

#### <校外生活・他>

① 夜間の外出はつとめて避け、外泊はしないこと。

② 喫煙や飲酒、暴力行為、窃盗など法令に触れる行為や、考査不正行為は絶対にしないこと。また、これらの行為は特別指導の対象となる。